

# 災害による被害を受けた固定資産の減免について

(藤枝市税条例施行規則第11条より)

## ア 土地

損失の程度	軽減の割合又は免除
被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるもの	免除
被害面積が当該土地面積の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
被害面積が当該土地面積の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
被害面積が当該土地面積の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4

## イ 家屋

損失の程度	軽減の割合又は免除
全かい、流失、埋没その他これらに類する事由により家屋の原形をとどめないもの又は復旧不能のもの	免除
主体構造部が著しく損傷し、大修理を必要とするもので、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたもの	10分の8
屋根、内壁、建具その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じたもので、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたもの	10分の6
下壁、畳その他これらに類するものに損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替を必要とするもので、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたもの	10分の4

## ウ 償却資産

損失の程度	軽減の割合又は免除
当該償却資産の価格の10分の8以上であるもの	免除
当該償却資産の価格の10分の6以上10分の8未満であるもの	10分の8
当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満であるもの	10分の6
当該償却資産の価格の10分の2以上10分の4未満であるもの	10分の4